

気をつけよう！見守ろう！ ふくい消費生活



2021年1月号

宅配便業者を装った 偽の「不在通知」に注意！

携帯電話に送られてくる「不在通知」は、フィッシング詐欺の可能性があります。
URL へのアクセスや、ID・パスワード等の入力は絶対にしないでください。

相談事例

スマートフォンに、宅配便業者から「再配達の荷物があります。下記の URL ※ から確認してください」との通知が届いた。URL をクリックしたら、スマートフォンの ID とパスワードを入力させる画面が出たが、入力しても大丈夫か？

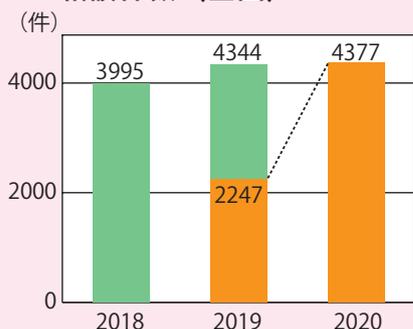
※ URL とは、インターネット上のホームページの場所を知らせる住所のようなものです。



❗ 偽のサイトに誘導されているかもしれません！

「不在通知」に関する相談件数は急増しています。

「不在通知」のSMSに関する
相談件数（全国）



出典：国民生活センター

2020年4月～10月の相談件数は4377件にのぼっており、2019年度の同期と比べて2倍近くに増えています。



※福井県でも同様に相談が増えています。

「不在通知」の URL にアクセスしたり、 ID・パスワードを入力したりすると…

ケース1

知らないうちにスマートフォンから同じ内容の偽メールが多数発信されており、見知らぬ人から「いつ配達してもらえるのか」といった電話がかかってくるようになった。その後、身に覚えのない通信料の請求があった。

「更新手続きが必要」などと誘導されて、自分では気付かずに不正なアプリをインストールしている場合があります。勝手にメールが送信されているなどの不審な点がある場合は、不正なアプリがインストールされていないか確認してください。（※アプリの削除の方法は、独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）のホームページで確認できます。）

ケース2

キャリア決済を不正利用されて、身に覚えのない高額の買い物の代金が口座から引き落とされていた。
（※キャリア決済とは、商品等を購入した代金を、携帯電話の利用料金と合算して支払う決済方法のことです。）

ID やパスワードを入力してしまった場合は、ID やパスワードを変更し、身に覚えのない請求がないか、携帯電話会社に確認しましょう。また、キャリア決済の限度額を必要最低限にしておくか、利用しない設定にしましょう。

◆次のような通知にも注意してください。

実在する
通販会社を装って…



携帯電話会社を装って…



通信会社を装って…



クリックしたり、
連絡したりせず、
すぐメールを削除！

フィッシング詐欺とは

実在する事業者を装い、住所、氏名、銀行口座番号、ATMの暗証番号、クレジットカード番号、パスワードなどを入力させて個人情報を盗み取ったり、その情報をもとに金銭をだまし取ったりする詐欺です。

最近では、手口がますます巧妙になってきており、ひとめ見ただけではフィッシング詐欺であると判別できないケースが増えてきています。



トラブルにあわないためには

○ URL へのアクセスは慎重に

実在する事業者の名称で通知が届いても、添付の URL にアクセスしたり、ID・パスワードを入力したりしないでください。

ふだんから、自分でその送付元の業者の公式なホームページや連絡先を調べるように心がけましょう。

○ ID・パスワードの使い回しはしない

複数のサービスで同じ ID やパスワードを使用していると、第三者に知られた場合に、不正利用されるおそれがあります。

不安に思ったり、おかしいなと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。



除雪機の使用時の事故に注意しましょう！

歩行型ロータリ除雪機を使用する方へ

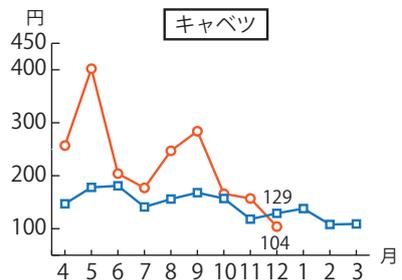
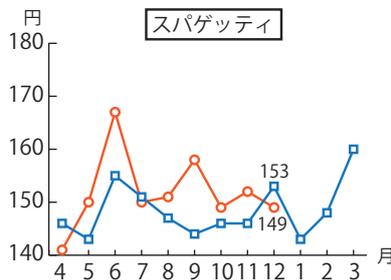
- 定期点検を行い、安全装置が正常に動作するか確認しましょう。
- 安全装置であるデッドマンクラッチをひもで縛る等、固定して無効化すると大変危険です。絶対に無効化して使用しないようにしましょう。
- エンジンをかけたまま、投雪口やオーガ（雪を取り込む装置）に手を近づけないようにしましょう。雪が詰まった場合は、エンジンを止めて雪かき棒を使用しましょう。



出典：消費者庁

生活関連物資の価格調査

県では、自然災害や社会情勢の変化等による市場の物価の状況を把握し、県民へ情報を提供するため、毎月県内の店舗で価格調査および店頭観察を行っています。その中からいくつかの品目を紹介します。



元年度 —□— 2年度 —○— 価格は消費税を含みます。

○新型コロナウイルスの影響による2月末の臨時休校要請や3月の外出自粛要請の頃には、「巣ごもり需要」により手軽に食べられる即席めんや日持ちするスパゲッティが一時品薄になりました。

○春～夏の天候不順による生育不良で野菜や果物が一時高騰しましたが、10月以降は落ち着いています。

消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

1・2月の開設日

開設時間 14:00 ~ 16:00

| 分野 | 1 月 | | 2 月 | |
|-----------------------|--------|-------------|--------|-------------|
| 福井弁護士会(法律) | 5日(火) | 県消費生活センター | 2日(火) | 県消費生活センター |
| | 7日(木) | 県嶺南消費生活センター | 4日(木) | 県嶺南消費生活センター |
| | 20日(水) | 県消費生活センター | 24日(水) | 県消費生活センター |
| 司法書士(法律) | 28日(木) | 県嶺南消費生活センター | 25日(木) | 県嶺南消費生活センター |
| 福井県建築士会(建築) | — | — | 15日(月) | 県消費生活センター |
| (一社)ECネットワーク(インターネット) | 28日(木) | 県消費生活センター | — | — |

*事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。

消費生活のご相談は・・・

(土日も相談を受け付けています)



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831(嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188 (局番なし)

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

